

尼崎市男女共同参画計画の平成 22 年度実施状況調査報告

はじめに

尼崎市では、平成 17 年 12 月に「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」が制定され、この条例の理念を具体化し、男女共同参画施策等を総合的かつ計画的に実施していくための行動計画として、平成 19 年 4 月に「尼崎市男女共同参画計画」が策定された。

計画の推進にあたっては、実効性を確保するため、男女共同参画審議会において、毎年度その進捗状況の点検を行うこととなっている。

今回は、平成 24 年度を初年度とする次期計画の策定に報告内容を反映させることを念頭に、平成 19 年度から 5 年間の計画期間の 4 年目にあたる平成 22 年度の事業の実施状況、数値目標の進捗状況について、調査結果をもとに点検を行ったものである。

今後さらに男女共同参画社会づくりに関する取り組みを推進していくためには、行政・市民・事業者が条例の理念と計画の内容を理解し、男女共同参画の視点を明確に意識しつつ実施していくことが必要であり、一層の推進に努められたい。

調査報告

1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶のために、女性センターにおいて講座が実施されるなど啓発が強化され、また、被害者に対する一連の支援に関係機関が連携して取り組んでいるが、相談件数が増加傾向にある中、「(仮称)尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」において、相談体制を含めた施策の一層の充実が求められる。【 1143, 1144 など】

様々な人権に関する啓発については、資料提供を推進してきているが、講座開催など、積極的な啓発も求められる。【 1113, 1121 など】

また、外国籍市民に対する支援については、日本語が母語でない外国籍市民の相談に対応できるよう、ニーズの高い言語を把握し、通訳できる体制の確保とその周知を図られたい。また、通訳者に対する研修も検討されたい。【 1311 など】

2 社会の制度・慣行等の見直し

男女共同参画に関する市民意識は、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意する人が同意しない人を上回っており、依然として固定的な役割分担意識が根強い(平成 23 年 5 月実施の調査結果より)。その結果を真摯に受け止

め、今後、教育の現場、女性センターなどでの啓発事業等において、より多くの市民に届く教育・啓発方法を検討する必要がある。

教育の現場においては、男女混合名簿の導入が進んでいるが、早期の完全実施が求められる。進路指導においては、固定的な性別による考えにとらわれることなく、主体的に進路選択を進めるための相談の充実とともに、女子生徒の理工系分野への進路選択の支援についても検討する必要がある。【 2123, 2124】

女性センターにおいては、男性にとっての男女共同参画の意義の理解促進も念頭に、男女共同参画の視点をより多くの市民に啓発していくことが求められる。女性センター資料室の図書については、学校や図書館との情報検索の一元化などの連携方法を工夫されたい。【 2231, 2241, 2242】

3 政策・方針の企画・決定における女性の参画拡大

審議会等委員への女性の登用は全体的には着実に推進しているが、低率にとどまっている市の管理職への女性の登用についても引き続き取り組まれない。【 3111, 3132, 3133】

また、各種地域団体の意思決定への女性の参画についても促進されるよう、啓発に取り組まれない。【 3122】

なお、次期計画については、以下の点について考慮されたい。

- ・ 審議会全体にかかる女性の登用率の目標値は達成しているため、新たな目標値の設定について検討されたい。また、依然として女性の登用が低率にとどまっている審議会については、その要因の改善に取り組まれない。【 3111】

4 ワーク・ライフ・バランスの確立

男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和のとれた生活を送るために、保育サービス等の充実、女性の経済的な自立を図るための女性の再就職支援等が進められている。今後は、女性が就労を継続するための支援・啓発についても検討されたい。

事業所等に対する男女共同参画やポジティブ・アクションの理解促進、男性の子育て参加を促すための休暇の取得促進について、啓発する機会の開拓や、表彰制度の改善などに積極的に取り組まれない。【 4311, 4312, 4314】

あらゆる分野のまちづくりにおいて、男女共同参画の視点に立った取り組みが求められる中、特に東日本大震災を受けて、女性、子育て家庭のニーズや災害時要援護者の状況を踏まえた災害予防、災害応急対策、災害復旧が可能となるよう、防災施策の点検が必要である。また、そのためには、女性、子育て家庭、災害時要援護者の状況を施策に反映できるよう、防災会議の推薦母体の再検討も含めて、積極的に女性委員の登用に努められたい。【 4543】

また、様々な分野で行っている講座において、子育て中の女性が参加しや

すいよう、一時保育等の工夫に取り組まれない。【 2223 など】

5 女性の生涯にわたる健康の確保

女性の生涯にわたる健康の保持増進のため、学校等における性教育の推進と相談対応に引き続き取り組まれない。【 5111, 5112, 5114】

また、H I V / エイズ・性感染症等の女性の健康をおびやかす問題については、啓発、サポートに取り組まれない。【 5211, 5213 など】

6 その他

上記のほか、次期計画の推進にあたっては、以下の点について考慮されたい。

- ・実施内容が毎年度同じ事業については、実施内容を工夫されたい。
- ・情報提供事業については、携帯電話での情報アクセスも視野に入れ、I T 利用を促進されたい。

実施事業数

	平成 22 年度			平成 21 年度			平成 20 年度			平成 19 年度		
	実施	未実施	その他	実施	未実施	その他	実施	未実施	その他	実施	未実施	その他
1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶	40	1	2	41	1	1	42	0	1	40	2	1
2 社会の制度・慣行等の見直し	20	0	0	20	0	0	20	0	0	20	0	0
3 政策・方針の企画・決定における女性の参画拡大	13	0	0	13	0	0	13	0	0	13	0	0
4 ワーク・ライフ・バランスの確立	37	0	0	37	0	0	37	0	0	37	0	0
5 女性の生涯にわたる健康の確保	12	0	0	12	0	0	12	0	0	12	0	0
計	122	1	2	123	1	1	124	0	1	122	2	1

<平成 22 年度 未実施・その他事業 内訳>

未実施： 1322 性的マイノリティの人権啓発の実施

その他： 1314 外国語での男女共同参画関連情報の提供

市が直接の実施主体ではなく、国が作成したホームページへのリンクを構築した。

その他： 1411 母子家庭の技能習得など訓練機会の提供

母子福祉センターが廃止。母子世帯の母等の就労支援や生活相談は実施。